# ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について

輸入注意事項 11 第 1 号 (H11.2.1) 最終改正: 令和 6 年 6 月 28 日付け・輸入注意事項 2024 第 13 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書 I に掲載される種に属する動物又は植物のうち学術研究を目的とした動物又は植物並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品の輸入に係る同条約に基づく英文の輸入許可書の発行は、平成11年4月1日以降は、下記により行います。

なお、本措置により輸入許可書の発行を受けた者は、輸入通関に際し、当該輸入許可書の原本を、輸出した国又は地域の管理当局又はこれに準ずる当局が発行した輸出許可書又は再輸出証明書の原本に添付し、税関に提出してください。

記

## 1 提出書類

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書 (以下「輸入許可書」という。)(別紙様式1-(1))2通

#### 2 提出先

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

## 3 記載要領

- (1) 通 則
  - ① 使用言語は英語とする(英文タイプ又はワープロで入力する。手書きは不可とする。)。
  - ② 記載事項が多い場合は、別紙様式1-(2) Continuation sheet 又は別紙様式1-(3) Inventory sheet を使用し、輸入許可書の裏面に貼付する。
  - ③ 申請者は、1、3、4、5 a 及び7 a から12の欄を記載する。 また、輸入許可書の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。
- (2) 「1. 書類の種類」の欄「輸入」の欄にチェックする。
- (3) 「3. 輸入者」の欄

輸入者の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並びに国名又は 地域名を記載する。

(4) 「4. 輸出者/再輸出者」の欄

輸出者又は再輸出者の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並 びに国名又は地域名を記載する。

(5) 「5a. 目的」の欄

輸入の目的を次の記号により記載する。

記号

Z:動物園(Zoo)

G:植物園 (Botanical Garden)

S:科学研究(Scientific)

B:飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)

(6) 「7a.動植物種の一般名」の欄

輸入する動植物の一般的名称を記載する。

(7) 「7b. 動植物の学術名」の欄

輸入する動植物の学術名称(属及び種並びに適宜亜種)を記載する。

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄

輸入する貨物の状態(生きている動植物、はく製又は血液など)を詳細に記載する。また、 貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ(タグ、識別マーク、リング等) を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び年齢を記載する。

(9) 「9. 附属書・出所」の欄

附属書番号については、附属書 I を示す「I」を、出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記号

W:野生から取得した動植物及びその派生物

F:飼育により繁殖させた動物(「C」の区分に該当しないもの)及びその派生物

A:人工的に繁殖させた植物(非商業目的で繁殖させたもの)及びその派生物

C:飼育により繁殖させた動物(決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれた か又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの)及びその派生物

(10) 「10.数量・重量」の欄

輸入する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載 が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

 単位
 記号

 平方メートル
 m²
 キログラム
 kg

 枚・片・個
 no.
 頭・匹
 head

 フラスコ
 flask
 株
 plant

(11) 「11.原産国」の欄

輸入する動植物の原産地を国名又は地域名で記載する。

(12) 「11a. 輸出許可書番号」の欄

「原産国」が発行した輸出許可書の番号を記載する。

なお、輸入する動植物の原産地が、本邦へ輸出する国又は地域である場合には記載を要しない。

(13) 「11b. 発行日」の欄

「原産国」が輸出許可書を発行した年月日を記載する。

なお、輸入する動植物の原産地が、本邦へ輸出する国又は地域である場合には記載を要しない。

(14) 「12. 最終再輸出国」の欄

輸入する動植物の原産地が、本邦へ輸出する国又は地域と異なる場合には、本邦へ輸出する国名又は地域名を記載する。

# 4 輸入許可申請書の処理

野生動植物貿易審査室は、提出された輸入許可申請書を受理し、次の(1)から(6)に従い、 輸入許可の事務を処理するものとする。

(1) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸入許可書の番号は、次の①から⑤に掲げる記号及び番号を、次の①から⑤に掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

- ① 西暦年号の末尾2桁の数字
- ② 発行国を示す記号「JP」
- ③ 暦年ごとに 000001 から始める 6 桁の番号
- ④ 区切りを示す記号「/|
- (5) 発行者を示す記号「TI」
- (2) 「2. 有効期限」の欄

輸入許可書はこの書類を発行した日から1年を超えない日を有効期限とする。

(3) 「5. 特別条件」の欄

輸入する貨物に対し、条約に基づき特別な条件が課される場合には、当該条件を記載する。

- (4) 「5 b. Security stamp No.」の欄1 3の欄に貼付するセキュリティスタンプの番号を記載する。
- (5) 「13. This permit/certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、輸入を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸入許可書を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に野生動植物貿易審査室長印を押印する。

(6) 野生動植物貿易審査室は、上記(1)から(5)の処理を行った輸入許可書の原本を申請者に交付しなければならない。

### 5 申請時期

本措置による輸入許可書の発行申請は、輸入貿易管理令第4条第1項に基づく輸入承認の申請と 同時に行うこととする。

別紙様式 1-(1) ~別紙様式 1-(3) (略)